

令和2年度第1期 工事定期監査措置状況

	指 摘 件 名		対象局・団体	措置状況
(1)重点項目 高所作業での墜落，転落，落下，飛 来物の危険対策 車両，機械器具等との接触，轢か れ，挟まれる危険対策	ア	高所作業車の作業計画	(一財)神戸すまいまちづくり 公社	措置済
高所作業での墜落，転落，落下，飛 来物の危険対策	イ	擁壁上，法面上での安全な作業	建設局	〃
バリアフリー対策	ウ	公園利用者の安全な通行の確保	建設局	〃
(2)設 計	ア	建設廃棄物の運搬処分の条件明示と 経費の計上	港湾局	〃

	意 見 件 名		対象局・団体	措置状況
重点項目 車両，機械器具等との接触，轢か れ，挟まれる危険対策	ア	クレーンの玉掛け作業の安全確保	建築住宅局 港湾局	措置済
施 工	イ	法面保護工における施工境界部の法 勾配	建設局	〃

(一財)神戸すまいまちづくり公社

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 重点項目 高所作業での墜落、転落、落下、飛来物の危険対策 車両、機械器具等との接触、轢かれ、挟まれる危険対策		
ア 高所作業車の作業計画 本工事は西区における中学校の大規模改修その他の工事である。 労働安全衛生規則（以下「規則」という。）に基づき、高所作業車を用いて作業を行うときには、あらかじめ作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければならない、とされている。 今回の工事では、校舎の改修工事に伴うグリーンネットの仮撤去、復旧作業について、高所作業車を使用しており、施工にあたっては、作業当日の朝礼及び危険予知活動の際に、作業を指揮する現場代理人と専門業者で「危険予知活動シート」を作成し、現場の関係業者に周知したうえで作業に臨んでいた、とのことであるが、規則に基づく作業計画（施工計画書）が策定されていなかった。 請負人が高所作業車を使用する場合に、法令に基づき適切な作業計画（施工計画書）を策定するよう、発注者として、例えば、関係法令のチェックリストを整備・活用して請負人を指導する、などの方法により法令遵守を徹底する取り組みを行うとともに、請負人から作業計画（施工計画書）の提出があったときは、発注者、請負人双方が、これに基づいて事前に作業手順や安全性を法令等に則して確認し、必要な安全対策等を講じるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。 （一財）神戸すまいまちづくり公社 施設整備部都市整備課） [No.28 櫛谷中学校大規模改修その他工事]	高所作業車を使用する場合に、労働安全衛生規則に基づき作業計画を策定しなければならないことを、監督員が十分に認識しておらず、請負人に対して策定することを指導できなかったことが原因である。 再発防止のため高所作業車を使用する場合には、あらかじめ作業計画を策定するよう指導し、計画が提出されれば、請負人とともに、作業計画の作業手順や安全性を法令等に則して確認し、必要な安全対策等を講じた作業を行うよう指導を徹底していく。 具体的な取り組みとして、令和 2 年 8 月 17, 18, 19 日の 3 日に分けて課内説明会を実施し、労働安全衛生規則の確認、高所作業車作業計画書サンプルによる記載項目の確認、安全上注意しなければならない点の確認などを行った。また、7 月 1 日に請負人に対して作業計画策定徹底の指導を行った。 今後は、工事着手時の現場打合せ資料において、高所作業車等使用時の作業計画策定の徹底について特記することで、万一、監督員が失念していた場合でも、気づく仕組みとした。 なお、これらの取り組みを広く周知するため、令和 3 年 1 月に開催予定の「神戸市建築技術管理委員会設計工事分科会」にて報告を行う。	措置済

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 重点項目 高所作業での墜落、転落、落下、飛来物の危険対策		
イ 擁壁上、法面上での安全な作業 本工事は、須磨区の公園における法面の災害復旧工事である。 「労働安全衛生規則」では、高さが 2m 以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。 しかし、本工事では、高さが 2m 以上の擁壁上及び法面上での一部作業において、墜落制止用器具の使用等、労働者の危険を防止するための措置が行われていなかった。 発注者として、法令に基づく作業計画や施工計画書が提出された際には、安全作業に関する記載内容を、例えばチェックリストの活用や他の方法を検討するなどにより確認のうえ、労働災害の防止を図るよう、安全管理の徹底について請負人を指導すべきである。 (建設局西部建設事務所) [No. 5 須磨浦公園災害復旧工事]	高所作業時における危険防止対策についての理解不足が原因である。 再発防止に向け、令和 2 年 9 月 8 日に所内の総括監督員、主任監督員も含めた公園緑地関係職員会議において、施工計画書等の安全作業に関する記載内容を十分に確認し、確実に実施されるよう、請負人への監督指導の徹底を周知した。具体策として、初回打合せ時に、施工計画書等の記載例を受注者に提示することとした。くわえて、当該工事の請負人に対しては 9 月 9 日に安全管理の徹底について指導を行った。また、9 月 17 日の所内会議、及び 9 月 24 日の各事務所の公園緑地担当職員が出席する事務所連絡会議において、指摘事項の報告及び安全管理の徹底について周知を行った。	措置済

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 重点項目 バリアフリー対策 ウ 公園利用者の安全な通行の確保 本工事は、東灘区における公園施設の改修工事である。 国の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」や兵庫県の「福祉のまちづくり条例施行規則」等を踏まえ作成された「神戸市バリアフリー公園整備マニュアル」（以下「マニュアル」という。）では、公園の通路の幅は原則 180cm 以上とされ、また、原則として路面から 200cm までの空間に突出物を設けないこととされている。 本工事では、マニュアルに基づき、通路を幅 200cm で整備したが、その先の高さ 200cm 以下の歩行空間に松の幹や、松の幹を取り囲む玉石があるため、通路を通行する視覚障害者等が非常に危険な状態にあった。 設計については、事業の趣旨を理解したうえで、図面のみに頼らず現場状況を十分確認のうえ実施するとともに、工事監督にあたっては総括、主任、担当監督員で相互に補完し合いながら現場を確認し、改善すべき点があれば適宜請負業者に指示を出すなどの対応を行うべきである。 本工事においては、再度、現場状況を十分確認のうえ、あらゆる公園利用者の立場に立ち、利用者の安全な通行を確保すべく整備箇所を見直すべきである。 （建設局東部建設事務所） 〔No. 2 東部管内公園施設改修工事（その 1）〕	マニュアルに対する理解不足が原因である。 路面から 200 cm までの空間に突出物がないようにするため、令和 2 年 11 月 25 日に現通路部分を芝生植栽地にするとともに、通路機能を現通路の北側に移設することで、利用者の安全な通行を確保した空間となるよう措置した。 再発防止に向け、令和 2 年 8 月 25 日に所内において総括監督員、主任監督員も含めた公園緑地関係職員会議を開催し、指摘内容に関する周知及びマニュアルの再確認を行った。また、令和 2 年 9 月 24 日の各事務所の公園緑地担当職員が出席する事務所連絡会議において、指摘事項の報告と、同様の事象が生じないよう神戸市におけるバリアフリーの取組みについて周知を行った。	措置済

港湾局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 設計 ア 建設廃棄物の運搬処分の条件明示と経費の計上 本工事は、神戸新交通六甲アイランド線の耐震補強工事である。 「土木工事共通仕様書」では、請負人は「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達 平成14年5月30日）（以下「要綱」という。）を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならないとされ、要綱では、「発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。」とされている。 本工事では、橋脚の補強材取付箇所等から除去する既存塗膜の成分分析を行った結果、鉛等有害物の含有が確認された。施工では、除去した塗膜を建設廃棄物として最終処分場への運搬処分を適正に行っていたが、変更設計図書において、この運搬処分の条件を明示しておらず、また、費用を計上していなかった。 発注者は、建設廃棄物の運搬処分について、設計図書に廃棄物の分類や処分地等の条件を明示するとともに、適正処理に必要な経費を計上するべきである。 ※建設副産物:建設工事に伴い副次的に得られた物品 建設廃棄物:建設副産物のうち廃棄物に該当するものの (港湾局工務課) [No.14 東部工区神戸新交通六甲アイランド線耐震補強工事 (その1)]	最終の設計変更時点において、設計図書への処分地等の明示及び必要な経費の計上を失念したことが原因である。 再発防止に向け、本指摘内容について、令和2年9月3日に課内係長会議を開催して報告するとともに、再発防止の指導を行った。また、担当者に対しては、各係会議等で各係長から周知及び指導を行い、再発防止を図った。 さらに、令和2年9月10日に同様の工事を担当する局内各課にも指摘事項を通知し、再発防止に向け周知徹底を行った。 また、設計図書への記載方法等について、同様の工事における記載例を定め、令和2年10月26日に局内各課に通知し周知を行うとともに、関係職員に対して研修を行い再発防止に努めた。	措置済

建築住宅局

意見の概要	措置内容	措置状況
ア クレーンの玉掛け作業の安全確保 （重点項目 車両、機械器具等との接触、轢かれ、挟まれるの危険対策） 厚生労働省の「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」では、「クレーン等の作動中は直接つり荷及び玉掛け用具に触れないこと」とされている。 地切り時に玉掛け者が安全を確保できる状態でつり荷の状況を確認する場合や微調整を要するつり荷の据付け時など、やむを得ない場合もあるが、下記の工事において、荷降ろし時や移動時に、つり荷や玉掛け用具に直接手を触れた状態でクレーン操作の補助を行っていたものが見受けられた。 発注者として、作業計画（施工計画書）が提出された際には、事前に作業手順や安全性を確認し、必要な安全対策を講じて事故の未然防止に努めるよう、請負人への指導と安全管理の徹底に努められたい。 なお、平成 30 年度第 2 期（土木工事）及び令和元年度第 2 期（設備工事）に引き続いて、抽出工事の少ない今回の監査においても同様の事例が見られたことから、すべての監査対象部局等においては、これらの事例について改めて周知徹底を図るとともに、研修を実施するなど、再発防止に努められたい。 ※地切り：玉掛け状態等の全般的なつり荷の安定を再確認するために、クレーンの巻上げ（荷を上げる運動）により、つり荷を地面、作業床又は、まくらからわずかに離すこと。 ① 長田区における市営住宅の耐震改修及び外壁改修工事において、耐震補強工事にかかる鉄骨部材の荷降ろし時に、つり荷や玉掛け用具に直接手を触れた状態でクレーン操作の補助を行っていたもの （建築住宅局住宅建設課） [No.9 房王寺住宅 8 号棟耐震改修及び外壁改修工事]	つり荷に直接手を触れた状態でクレーン操作の補助を行ったことについて、この玉掛け者は作業に必要な講習を受けており、適切な玉掛け作業について認識していたものの、安全作業の徹底意識が不足していたことが原因である。 再発防止に向け、本工事の請負人及び当課担当工事の請負人に対し、改めて安全管理の徹底について文書にて通知するとともに、同通知をホームページに掲載し、広く啓発を行った。加えて、現場着手時に請負人に周知するため、現場説明資料に玉掛け作業にかかる安全管理についての記載を行った。 また、職員に対し、課内で研修を実施し、玉掛け作業のポイントをはじめ、関係法令を的確に把握し、請負人に作業上の安全管理について十分配慮させるよう周知徹底を図った。加えて、建築技術管理委員会を通じて、本事例及び課内研修資料の情報共有を行った。	措置済

港湾局

意見の概要	措置内容	措置状況
ア クレーンの玉掛け作業の安全確保 （重点項目 車両、機械器具等との接触、轢かれ、挟まれの危険対策） 厚生労働省の「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」では、「クレーン等の作動中は直接つり荷及び玉掛け用具に触れないこと」とされている。 地切り時に玉掛け者が安全を確保できる状態でつり荷の状況を確認する場合や微調整を要するつり荷の据付け時など、やむを得ない場合もあるが、下記の工事において、荷降ろし時や移動時に、つり荷や玉掛け用具に直接手を触れた状態でクレーン操作の補助を行っていたものが見受けられた。 発注者として、作業計画（施工計画書）が提出された際には、事前に作業手順や安全性を確認し、必要な安全対策を講じて事故の未然防止に努めるよう、請負人への指導と安全管理の徹底に努められたい。 なお、平成 30 年度第 2 期（土木工事）及び令和元年度第 2 期（設備工事）に引き続いて、抽出工事の少ない今回の監査においても同様の事例が見られたことから、すべての監査対象部局等においては、これらの事例について改めて周知徹底を図るとともに、研修を実施するなど、再発防止に努められたい。 ※地切り：玉掛け状態等の全般的なつり荷の安定を再確認するために、クレーンの巻上げ（荷を上げる運動）により、つり荷を地面、作業床又は、まくらからわずかに離すこと。 ② 東灘区における公共上屋への高潮対策のための止水板設置工事において、スライド式止水板の荷降ろし、搬入時に、つり荷に直接手を触れた状態でクレーン操作の補助を行っていたもの （港湾局工務課） 〔No. 16 六甲アイランド公共上屋止水板設置工事その 1〕	請負人が止水板の荷降ろし時や移動時の玉掛け作業の「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」を熟知していなかったため、「クレーン等の作動中は直接、つり荷及び玉掛け用具に触れないこと」を作業員に徹底できていなかったことが原因である。 再発防止のため、本意見の内容について、令和 2 年 8 月 31 日の係会議で周知徹底するとともに、工事で同様のクレーン作業を伴う港湾局内においても 9 月 3 日付けで周知し再発防止に対する取り組みを行った。 また、請負業者へは今回の件について 8 月 5 日に指導を行った。 今後、現場説明資料にクレーン、玉掛け作業の安全確保について記載し、現場着手時にも監督員が請負人にクレーン、玉掛け作業の安全確保について指示を行うとともに、施工計画書等の事前確認を行うことにより、現場での不安全行動をなくすようにする。	措置済

建設局

意見の概要	措置内容	措置状況
イ 法面保護工における施工境界部の法勾配（施工） 本工事は、須磨区の公園における法面の災害復旧工事である。 本工事では、法面掘削工、厚層基材吹付工（以下「吹付工」という。）等の施工範囲と、その設計勾配より急勾配な自然斜面である施工範囲外との境界部について、施工後に勾配を再検討した結果、より安全性を高めるため見直すこととし、これにより法面掘削工を追加した。その際、施工済みの吹付工のうち影響範囲において、再施工を行っていた。 吹付工の施工前に勾配の確認等を行っていれば、吹付工の再施工は不要であった。 法面对策工の施工範囲の境界部では、勾配緩和のための擦付けを要することを考慮のうえ、施工の適切な段階において勾配を確認し、必要に応じて請負人と協議されたい。 （建設局西部建設事務所） 〔No.5 須磨浦公園災害復旧工事〕	現況地形に合わせた擦付けを要する施工範囲外との境界部の処理について、請負人、監督員の双方が、適切な段階において確認を行っていなかったことが原因である。 再発防止のため、9月8日に所内の総括監督員、主任監督員も含めた公園緑地関係職員会議において、本指摘内容を周知し、適切な施工管理の徹底について話し合った。 また、9月17日の所内会議、及び9月24日の各事務所の公園緑地担当職員が出席する事務所連絡会議においても周知を行った。 今後、難易度の高い工事や特殊な工事においては、所内会にて、所内の他の監督員に意見を求める場を作る。また、施工中の現場確認の同席を求めるなど、施工管理体制の充実を図っていく。	措置済